熊本県公報

第１３３３７号
令和６年(2024年)
６月７日(金)
(毎週　火・金発行)

目　次

告　　示
○保安林の指定に関する予定……（森林保全課）　1
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　1
○道路の区域変更……（道路保全課）　2
○道路の供用開始……（　〃　）　2
○道路の区域変更……（　〃　）　2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…（障がい者支援課）　3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…（　〃　）　3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院）の所在地変更……（　〃　）　3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……（砂防課）　4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）　4
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……（障がい者支援課）　4
○漁船保険義務加入同意の承認（沖新加入区）……（団体支援課）　4
公　　告
○農用地利用集積等促進計画の認可……（農地・担い手支援課）　5
登　載　依　頼
○コイヘルペスウイルス病まん延防止のためのコイの放流制限……（内水面漁場管理委員会）　5
○令和６年度（２０２４年度）第１回熊本県労働審議会の開催…（労働審議会）　5

告　　示

熊本県告示第５８６号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第３０条の２の規定により告示する。

令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県知事　木　村　敬

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県天草市魚貫町字浦越２９２９番１、２９３０番１、２９３１番、字国光口２９３３番１

２　指定の目的　土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字浦越２９３１番・字国光口２９３３番１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５８７号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第３０条の２の規定により告示する。

令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県知事　木　村　敬

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県天草市久玉町字山焼田２４９６番１（次の図に示

す部分に限る。）、２４９４番、２４９７番１、２５０１番１、２５０２番、２５０５番１、字段林２５５９番、２５６３番
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字山焼田２４９４番・２４９６番１・２４９７番１・２５０２番・字段林２５５９番・２５６３番（以上６筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５８８号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和６年（２０２４年）６月７日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県知事　木　村　敬

１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字横居木字岩花９６５番１地先から同所８２３番２地先まで	前	5.3～39.7	286.9	活力創出基盤交付金
			後	10.3～42.6	293.4	

２　区域を変更する期日　令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県告示第５８９号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和６年（２０２４年）６月７日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県知事　木　村　敬

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長（メートル）	備考
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字箙瀬字家川内１５７番１地先から同所１５７番２地先まで	60.2	迂回路の設置

２　供用を開始する期日　令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県告示第５９０号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和６年（２０２４年）６月７日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県知事　木　村　敬

１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般県道	大多尾新合線	天草市新和町小宮地字諏訪４９４５番１地先から天草市新和町小宮地字札ノ下５１１４番６地先まで	前	7.8～21.4	148.9	歩道整備工事
			後	12.5～18.1	148.9	

２　区域を変更する期日　令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県告示第５９１号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５４条第２項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第６９条の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県知事　木　村　敬

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
ネクスト薬局 上天草市大矢野町中１１８８－１	令和６年（２０２４年）６月１日
訪問看護ステーション　ひばり 八代市本町１丁目８－１４　祐和ビル１－Ｄ号室	令和６年（２０２４年）６月１日

熊本県告示第５９２号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５４条第２項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第６９条の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県知事　木　村　敬

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
八代市医師会立病院 八代市平山新町４４３８番地の３	令和６年（２０２４年）６月１日
じょうどいクリニック 宇城市松橋町南豊崎砥ノ江５９６番３号	令和６年（２０２４年）６月１日
西本真生堂薬局　合志店 合志市幾久富１７５８番８０２	令和６年（２０２４年）６月１日
あざりあ薬局 菊池郡大津町室２１０番地７	令和６年（２０２４年）６月１日
三気堂薬局　八代店 八代市松江町字新開４８４番地５	令和６年（２０２４年）６月１日

熊本県告示第５９３号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第６４条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第６９条の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県知事　木　村　敬

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
めーぷる薬局	医療機関の所在地変更	上益城郡益城町惣領１３０８－９	上益城郡益城町惣領１５１７－６	令和６年（２０２４年）３月２５日

熊本県告示第５９４号

平成２６年（２０１４年）４月４日熊本県告示第３５７号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第６項において準用する同条第４項及び第９条第９項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県知事　木　村　敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
恵里1	宇土市恵塚町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
恵里3	宇土市恵塚町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

（別図１及び別図２は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第５９５号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第７条第４項及び第９条第４項の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県知事　木　村　敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
恵里1	宇土市恵塚町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
恵里3	宇土市恵塚町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

（別図１及び別図２は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第５９６号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）附則第２７条第１項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第２項において準用する同法第４８条の８の規定により次のとおり公示する。

令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県知事　木　村　敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
ＮＰＯ法人糸 熊本市東区長嶺東四丁目４番３１号	短期入所ＲＩＴＡ 熊本市北区楠７丁目４番３２号	４３２２０００８４	令和６年（２０２４年）６月１日

熊本県告示第５９７号

漁船損害等補償法（昭和２７年法律第２８号）第１１２条の２第２項の規定による届出を審査した結果、沖新加入区について同法第１１２条第１項の規定による同意があったものと認めるので、同法第１１２条の２第３項の規定により公示する。

令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県知事　木　村　敬

公　　告

熊本県公告第３６０号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第７項の規定により公告する。

令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県知事　木　村　敬

１　農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
田口　英一郎	錦町	球磨郡錦町大字木上西字岩立２１１０番
株式会社豊ファーム	水上村	球磨郡水上村大字岩野字川久保６９４番
吉田　眞二	錦町	球磨郡あさぎり町上西字西清水１０３番２３
脇﨑　隆介	あさぎり町	球磨郡あさぎり町須恵字六和２１８５番１ほか５筆
内布　敬正	球磨村	球磨郡山江村大字万江甲字中鶴３７５番３ほか２筆
内布　敬正	球磨村	球磨郡山江村大字万江甲字田中３２９番
株式会社ミツショウ	湯前町	球磨郡湯前町字下大瀬８１６番ほか４筆
園村　栄一	宇城市	宇城市小川町南部田字中ノ川１５５７番１ほか１筆
園村　栄一	宇城市	宇城市小川町河江字永田６９０番ほか４筆
後藤　孝博	山都町	上益城郡山都町長原字丸田１１４０番ほか１３筆
後藤　孝博	山都町	上益城郡山都町長原字丸田１１９５番
後藤　孝博	山都町	上益城郡山都町長原字石原田１０８９番１ほか３筆
株式会社Ｎｉｓｈｉｙａｍａ　ｆａｒｍ	山都町	上益城郡山都町市原字浜ノ田２７番ほか４筆

２　認可年月日

令和６年（２０２４年）５月２８日

登載依頼

熊本県内水面漁場管理委員会指示第２２３号

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項及び同法第１７１条第４項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

令和６年（２０２４年）６月７日

熊本県内水面漁場管理委員会会長　江　藤　俊　男

１　指示の内容

県内の公共の用に供する内水面及びこれと連接一体を成す内水面において、コイを持ち出し他の水域に放流してはならない。

２　指示の期間

令和６年（２０２４年）６月１７日から令和８年（２０２６年）６月１６日まで

熊本県労働審議会公告第１号

熊本県労働審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和６年（２０２４年）６月　７日

熊本県労働審議会

１　開催日時

令和６年（２０２４年）６月２１日（金）

午前１０時００分から午前１２時００分まで

２　開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

県庁本館　５階　審議会室

３　議題

（１）　就職氷河期世代への就労支援事業及び就職氷河期世代ひきこもり支援推進事業について
（２）　ブライト企業の認定基準等について
４　傍聴者の定員
　５人
５　傍聴手続
（１）　傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（２）　傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
６　問合せ先
　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
　熊本県労働審議会事務局（熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課）
　（電話０９６－３３３－２３３９）